

平成21年度京都広報賞実施要綱

1 主 催 京都府広報協議会・京都府

2 目 的 会員（市町村、組合、団体）の広報・広聴行政の発展、向上を図る。

3 表 彰

（1）広報紙ほか各部門

《広報紙の部》

①対 象 平成21年1月から平成21年12月15日までに会員が発行した広報紙（特集号（例えば正月号）は除く。）を対象とする。全戸配布を目的に年に4回以上定期的に発行するもので、臨時増刊号やグラフ誌及び有料販売のものを除く。

②賞

・知事賞 2

（市の部、町村の部）

・会長賞 2（知事賞と同じ）

・特別賞（該当のある場合）

③応募方法 封筒に「京都広報賞（広報紙）参加作品」と朱書し、10部を事務局あて送付すること。

企画・編集意図及びレイアウト・文章・見出し・写真など特に工夫した点等を付記した調査票様式1を添付すること。

④応募数 1点

⑤選 考 専門の審査委員を委嘱し、次の⑥審査の基準に基づいて選考する。

⑥審査の基準 次の各項目を通して、総合的に優秀な作品を選考する。

（ア）企 画

（a）広報意図が十分表現されているか。

（b）施策を住民の側に立ってタイミングよく広報しているか。

（c）いわゆる「住民の登場」に配慮し、住民に親しまれ、役立つ内容を広報しているか。

（d）議会や予算、決算などの内容を積極的に広報しているか。

（イ）編 集

（a）読む意欲がわくようにレイアウトされているか。

（b）見出しの表現、字数、大きさは適切であるか。

（c）写真、カット、マンガなどが積極的に扱われているか。

（ウ）文 章

- (a) 住民に訴えようとする主題が一読して理解できるか。
- (b) できるだけ短い文章で、わかりやすく書かれているか。
- (c) 漢字、送りがな、句読点等が正しく使われているか。

(エ) 写 真

- (a) 広報内容にマッチした写真であり、訴えようとする意図が的確に表現されているか。
- (b) トリミングや写真技術は適切か。

《写真の部》

①対 象 平成 21 年 1 月から平成 21 年 12 月 15 日までに会員が広報紙に掲載した写真を対象とする。(写真現物でなく、写真が掲載された広報紙自体が対象)

②賞 一枚写真の部、組み写真の部ごとに知事賞 1、会長賞 1

③応募方法 封筒に「京都広報賞（写真）参加作品」と朱書し、写真の掲載された広報紙 5 部と作品参考用として写真現物 2 部（サイズ自由・該当個所明示）を事務局あて送付すること。

撮影意図等を付記した調査票様式 2 を添付すること。

(ア) 一枚写真の部

広報紙の表紙および記事中頁内にて、写真一枚で表現しているものが対象。

(イ) 組み写真の部

広報紙の記事中 1 頁または見開き頁にて、複数の写真で表現しているものが対象。

④応募数 一枚写真、組み写真併せて 2 点まで応募可。

（例）「一枚写真 1 点・組み写真 1 点」「組み写真 2 点のみ」等

⑤応募資格 広報担当職員

⑥選 考 専門の審査委員を委嘱し、次の⑦審査の基準に基づいて選考

⑦審査の基準

- (ア) 広報意図が十分表現されているか。
- (イ) 広報目的にふさわしい情景をとらえているか。
- (ウ) 撮影技術は適切か。
- (エ) トリミング、レイアウトは適切か。

《映像の部》

①対 象 平成 21 年 1 月から平成 21 年 12 月 15 日までに作成された市町村広報映像。

- 6～7分程度の作品。長くても30分以内の映像作品とする。
- ②賞 知事賞1、会長賞1
- ③応募方法 封筒に「京都広報賞（映像）参加作品」と朱書し、ビデオテープあるいはDVD1部を事務局あて送付すること。
主な内容、制作意図、放映方法（放送局、端末機、貸出用）等を付記した調査票様式3を添付すること。
なお、参加作品はビデオテープの場合はVHSのビデオテープに収録されたものとする。また、DVDで提出する場合は記録メディアはDVD-Rとし、記録方式はDVD（ビデオモード）とし、必ずファイナライズ（他のDVD再生専用機器でも見ることができる）処理をすること。
なお、コピーガードがかかってないものとする。
- ④応募数 1点
- ⑤選考 専門の審査委員を委嘱し、次の⑥審査の基準に基づいて選考
- ⑥審査の基準
- (ア) 広報目的にふさわしい企画であるか。
 - (イ) 広報テーマに基づき意図を適切に構成、表現しているか。
 - (ウ) 映像、音声、コメントなど編集の技術が活用されているか。
 - (エ) BGM、スーパーなど多彩な取組がされているか。

(2) 広報功労者

- ①対象 次のいずれの基準にも該当する職員
- (ア) 広報・広聴実務に7年以上従事し、かつ職員として10年以上在職した者（平成21年12月31日現在）
 - (イ) 常に、主として広報・広聴業務に研究的態度で従事し、その実務を通じて行政広報・広聴の発展、向上に貢献した功績が顕著な者
 - (ウ) 過去に広報功労者表彰を受賞したことがない者
- ②賞 会長賞
- ③被表彰者の推薦 各団体は別紙推薦調書により該当者を推薦すること。
推薦調書は各地区の幹事を通じて事務局あて送付すること。
- ④選考 各地区幹事を通じて推薦された候補者について幹事会で審査し、決定する。

(3) 優良団体

- ①対象 広報・広聴を積極的に進め、全国広報コンクールで優秀な成績を収

	めるなど他の団体の模範となる団体
②賞	知事賞
③選考	必要に応じて幹事会で選考する。

4 その他

- (1) 表彰式は、平成 21 年度京都府広報広聴研究大会で行う。
- (2) 広報紙ほか各部門の選考に当たっては、応募内容により該当なしとすることがある。
- (3) 広報紙、写真、映像の部で知事賞を受けた作品を全国広報コンクールに京都府代表として推薦する（推薦団体は、社団法人日本広報協会の会員であることが条件）。